

高知広域都市計画総括図

⑨

※この図面掲載の都市計画で定められている事項は、令和6年3月現在のものです。
 ※この総括図は、おおむねの区域を表示しているものであり、都市計画区域は字名で、その他のものは計画図(1/2,500)で確認することが必要です。詳細については高知県土木部都市計画課又は当該市町村へお問い合わせください。

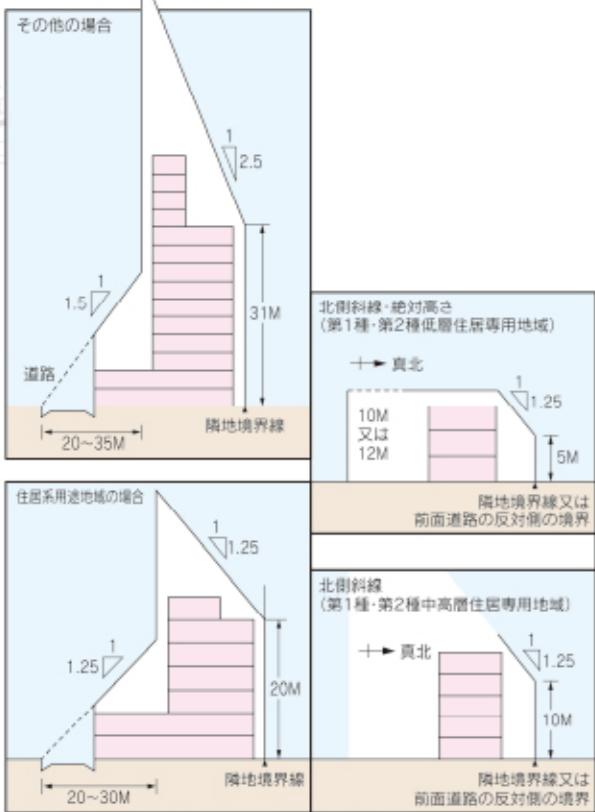
用途地域による建築物の用途制限の概要

各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次のとおり制限が行われます。

用途地域内の建築物の用途制限	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※住宅部分の用途制限あり
店舗等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 利用目的の店舗、喫茶店、地産地消及び緑地等のサービス業用途のみ、2階以下。 ② ①に加え、飲食店、飲食店、接客サービス業、卸売の店、地産地消卸売等のサービス業用途のみ、2階以下。
事務所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	② 2階以下。 ③ 飲食店を除く。 ▲ 飲食店を除く。商業レストラン等のみ、2階以下。
ホテル、旅館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
遊技場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
カラオケボックス等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 10,000㎡以下
遊園地/テニスコート、射撃場、馬券・車券発売所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 10,000㎡以下
劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 客席及びナイトクラブ等の用途に供する部分の床面積200㎡未満
キャバレー、個室付浴場等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 個室付浴場等を除く
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大学、高等専門学校、専修学校等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
送迎バス所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
老人福祉センター、児童厚生施設等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 500㎡以下
自動車教習所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
単独車庫（附属車庫を除く）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下
建築物附属自動車庫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 500㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下
①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ構造に記載の制限	※一箇地の敷地内について別に制限あり													
商業集積地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 2階以下かつ1,500㎡以下 ② 3,000㎡以下 ▲ 用途別及び用途別の用途制限あり
倉庫(15㎡を超えるもの)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下 ※用途別の用途制限あり、▲ 2階以下
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、海産物、農産物、建築資材、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※用途別の用途制限あり 作業場の床面積
危険性や環境を悪化させるおそれが多い工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ▲ 用途別による用途制限あり
危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自動車修理工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※用途別の用途制限あり、作業場の床面積
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場など	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※都市計画区域内においては都市計画決定が必要

注) 本表は、建築基準法第22条の概要であり、9への制限については掲載したものではありません。

用途地域の斜線制限 (高さ制限)



※高知広域都市計画区域内においては北側斜線・絶対高さの12mの指定はありません。

凡	例		
---	都市計画区域界	■	防火地域
---	市街化区域・市街化調整区域界	▬	準防火地域
■	第一種低層住居専用地域	▨	駐車場整備地区
▨	第二種低層住居専用地域 (当該区域指定なし)	⊙	臨港地区
■	第一種中高層住居専用地域	⊙	特別用途地区
▨	第二種中高層住居専用地域	▨	高度地区
■	第一種住居地域	▭	生産緑地地区
▨	第二種住居地域	▭	地区計画
■	準住居地域	→	都市計画道路
■	田園住居地域 (当該区域指定なし)	↪ 20m	都市計画道路幅員
▨	近隣商業地域	---	都市高速鉄道
■	商業地域	■	都市計画公園
▨	準工業地域	▭	都市計画緑地
▨	工業地域	▨	土地区画整理事業
■	工業専用地域	■	その他の施設
⊙	容積率(10割) 建ぺい率(6割) 特記なき地域は	⊙	DID(令和2年人口集中地区)
---	道路、河川等による中心線		
---	路側より奥行25m、50mの境界線 地物による見通線		

※高知市内の準工業地域は特別用途地区を指定しています。

高知広域都市計画総括図 2

※ この図面掲載の都市計画で定められている事項は、令和6年3月現在のものです。
 ※ この総括図は、おおむねの区域を表示しているものであり、都市計画区域は字名で、その他のものは計画図(1/2,500)で確認することが必要です。詳細については高知県土木部都市計画課又は当該市町村へお問い合わせください。

「この測量成果は、国土地理院長の承認を得て作成した
 1:2,500 高知広域都市計画基本図 (承認番号:平24四公第37号)
 から、作成したものである。」